

# 福岡県社会福祉審議会資料

## 【審議事項】

### 【審議事項－2】

平成22年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕

期日 平成21年5月25日（月）

場所 福岡県吉塚合同庁舎特6会議室

福岡県福祉労働部子育て支援課  
児童家庭課

# 平成22年度児童福祉施設等（児童家庭課・子育て支援課所管）整備基本方針

児童家庭課・子育て支援課

## 1 基本的な考え方

都市化や核家族化の進展などに伴い、家庭や地域での子育て機能低下や、仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感・不安感の増大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、本県では、平成17年3月に策定した「出会い・子育て応援プラン」（以下「プラン」という。）の実現に取り組んでいます。

このプランでは、子どもを安心して生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに育つ社会の形成を図るため、市町村と連携しながら、地域における子育て支援サービスを充実するとともに、要保護児童対策を推進するなど、子どもや子育て家庭を地域全体で支援することとしています。

児童福祉施設等は、家庭での子育てを社会的に支援するための基盤整備のひとつとして重要な位置を占めることから、平成22年度においては、プランに基づき、入所児童の動向や老朽施設の実態などから必要性や緊急性を勘案した児童入所等施設の整備を図るとともに、放課後児童クラブ室の設置や大規模な放課後児童クラブの解消を促進します。

## 2 児童家庭課所管施設の整備について（社会福祉法人設置分）

### (1) 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立ための援助を行うことを目的とした施設である。

概ね県内各地域に設置されており、また入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の処遇改善や安全の確保を最優先の課題とし、心理療法室等の処遇向上のためのスペースの確保や個室化を図るための整備、老朽施設の改築修繕や耐震化を図る整備等を検討します。

### (2) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。

概ね県内各地域に設置されており、また入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設の改築や修繕等についてニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

### (3) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。

既存施設における入所児童の処遇改善や安全の確保を最優先の課題とし、老朽施設の改築修繕、耐震化及びスプリンクラーの設置を図る整備等を検討します。

## 3 子育て支援課所管施設等の整備について

### (1) 放課後児童クラブ室

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とするものである。

地域における子育て支援の重要な柱として、各市町村において計画的な設置が図られていることを踏まえ、未設置の市町村・校区を中心に整備を図ります。

### (2) 児童館・児童センター

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設である。

市町村における子育て支援施設の整備や事業の実施状況を踏まえた上で、未設置市町村における新設や利用児童の安全面に影響を及ぼすような危険箇所や老朽施設の修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

## 児童福祉施設の推移

### (1) 児童養護施設(政令市を除く)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
昭和55年度	12	925	820	88.6
昭和60年度	12	925	793	85.7
平成2年度	12	925	726	78.5
平成11年度	13	975	801	82.2
平成12年度	13	975	831	85.2
平成13年度	12	925	762	82.4
平成14年度	12	925	766	82.8
平成15年度	11	805	742	92.2
平成16年度	11	811	755	93.1
平成17年度	11	817	733	89.7
平成18年度	11	817	705	86.3
平成19年度	11	817	709	86.8
平成20年度	11	817	715	87.5

- ※ 平成10年度 1施設増加(児童福祉法の改正に伴い、虚弱児施設が廃止され児童養護施設と統合されたため)
- 平成13年度 1施設減少(児童養護施設が情緒障害児短期治療施設に変更されたため)
- 平成15年度 1施設減少(閉鎖)
- 平成16年度 地域小規模児童養護施設を1施設設置(施設数にはカウントしないが、定員は増員となる)
- 平成17年度 地域小規模児童養護施設を1施設設置(施設数にはカウントしないが、定員は増員となる)

### (2) 母子生活支援施設(政令市・中核市を除く)

	施設数(か所)	定員(世帯)	措置人員(世帯)	入所率(%)
昭和55年度	11	178	154	86.5
昭和60年度	12	198	176	88.9
平成2年度	12	175	141	80.6
平成11年度	9	158	122	77.2
平成12年度	9	158	117	74.1
平成13年度	9	158	125	79.1
平成14年度	9	158	126	79.7
平成15年度	10	184	146	79.3
平成16年度	11	204	163	79.9
平成17年度	11	204	166	81.4
平成18年度	11	204	164	80.4
平成19年度	11	210	163	77.6
平成20年度	10	180	139	77.2

- ※ 平成15年度に1施設、16年度に1施設開設したもの。
- 平成19年度 小規模分園型母子生活支援施設を1施設設置(施設数にはカウントしないが、定員は増員となる)
- 平成20年度 久留米市が中核市になったことによる県所管施設の減。

### (3) 乳児院(政令市を除く)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
昭和55年度	3	70	55	78.6
昭和60年度	3	70	52	74.3
平成2年度	3	70	60	85.7
平成11年度	3	70	64	91.4
平成12年度	3	70	58	82.9
平成13年度	3	70	64	91.4
平成14年度	3	70	65	92.9
平成15年度	3	70	62	88.6
平成16年度	3	70	66	94.3
平成17年度	3	70	62	88.6
平成18年度	3	70	61	87.1
平成19年度	3	70	66	94.3
平成20年度	3	70	66	94.3

(4) 児童自立支援施設(県立1か所)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
昭和55年度	1	75	57	76.0
昭和60年度	1	75	45	60.0
平成 2年度	1	75	15	20.0
平成11年度	1	75	31	41.3
平成12年度	1	75	32	42.7
平成13年度	1	75	36	48.0
平成14年度	1	75	36	48.0
平成15年度	1	75	32	42.7
平成16年度	1	60	32	53.3
平成17年度	1	60	35	58.3
平成18年度	1	60	39	65.0
平成19年度	1	60	43	71.7
平成20年度	1	60	45	75.0

(5) 情緒障害児短期治療施設(県立1か所)

	施設数(か所)	定員(人)	措置人員(人)	入所率(%)
平成13年度	1	50	36	72.0
平成14年度	1	50	43	86.0
平成15年度	1	50	42	84.0
平成16年度	1	50	38	76.0
平成17年度	1	50	41	82.0
平成18年度	1	50	39	78.0
平成19年度	1	50	25	50.0
平成20年度	1	50	29	58.0

※ (1)～(5)の施設の措置人員は、各月初日在籍人員の年平均である。

(6) 児童館・児童センター  
(政令市・中核市を除く)  
(毎年度4月1日現在)

	施設数(か所)
昭和55年度	14
昭和60年度	29
平成 2年度	35
平成11年度	49
平成12年度	48
平成13年度	49
平成14年度	49
平成15年度	49
平成16年度	51
平成17年度	52
平成18年度	52
平成19年度	52
平成20年度	50

※平成20年度 久留米市が中核市になったことによる県所管施設の減。

(7) 放課後児童クラブ室  
(政令市・中核市を除く)  
(毎年度5月1日現在)

	設置数(か所)
平成11年度	239
平成12年度	275
平成13年度	298
平成14年度	317
平成15年度	336
平成16年度	353
平成17年度	377
平成18年度	388
平成19年度	407
平成20年度	395

※平成20年度 久留米市が中核市になったことによる県所管施設の減。

## 児童福祉施設とその種類

(平成21年4月1日現在)

区分	根拠法令等	施設種別	施設内容	設置状況		
				県	政令市	計
児童福祉施設	児童福祉法	児童養護施設	乳児を除いて、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする。	11	9	20
		乳児院	乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね二歳未満の幼児を含む。)を入院させて、これを養育することを目的とする。	3	3	6
		児童自立支援施設	不良行為をなし、またはなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする。	1	0	1
		母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする。	10	6 (うち中核市1)	16
		助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする。	3	12	15
		情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治すことを目的とする。	1	0	1
		児童厚生施設 (児童館・児童センター)	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。	51	43	94
		児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭、その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童相談所等の委託を受け、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする。	1	1	2
		合 計			81	74